監督指導において
違法な長時間労働等を認めた事例

秋田労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。
監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

接客娯楽業の事例

立入調査で把握した事実

○　年末年始の繁忙期における業務量増加のため、仕込み・調理を担当する複数の労働者について**長時間労働**の実態が認められた。

○　**年次有給休暇を計画的に取得させていない**実態が認められた。

○　時間外労働に対する**割増賃金を適切に支払っていない**実態が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- 調査の結果、36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり約150時間の違法な時間外・休日労働**が認められたため是正勧告（労働基準法第32条、第36条第６項違反）

◆ 年次有給休暇を取得させていないこと

- 年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、その日数のうち５日について、１年以内の期間に時季を定めることにより与えていないことが認められたため（※）是正勧告（労働基準法第39条第７項違反）

※「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により労働基準法が改正され、2019年４月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年５日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。

◆割増賃金を支払っていないこと

- １か月60時間を超える時間外労働に対し５割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことが認められたため、不足額を遡及して支払うよう是正勧告（労働基準法第37条第１項違反）

全国の労働基準監督署の指導事例は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76158.html